

<文化・広告分野の行政違反に対する罰則を定める政令の紹介>

2021年8月17日

One Asia Lawyers ベトナム事務所

1 はじめに

ベトナム政府は2021年3月29日、文化・広告分野の行政違反の罰則を規定した Decree No.38/2021/ND-CP 号（以下「本政令」といいます）を公布し、同年6月1日より本政令が施行されました。本政令は、文化・スポーツ・観光・広告分野の行政違反の罰則を規定した Decree No.158/2013/ND-CP 号およびこれを改正する Decree No.28/2017/ND-CP 号（以下「旧政令」といいます）に代わる政令となります。

本政令には、映画、芸術公演、フェスティバル、カラオケ、ディスコ、美術、写真撮影、展覧会、文化遺産、図書館、広告などの活動における違反行為に対する罰則が定められており、旧政令と比較すると、一部の違反行為について、罰金の水準を上げたり、追加の罰則がなされたりしている、という点に特徴があります。

ベトナムで事業活動を行うにあたって、あらゆる企業が広告活動に携わっています。本ニュースレターでは、日系企業が特に気を付けるべき広告活動に関する罰則規定の一部を紹介いたします。

なお、以下に記載する罰金額は個人に対するものであり、組織（法人）への罰金額は、記載されている罰金額の2倍となる点にご留意ください（本政令第5条3項）。

2 広告禁止商品・サービス

ベトナムでは、特定の商品・サービスの広告が禁止されています。以下がその例です。違反した場合には、5,000万～7,000万VND（約25万～30万円）の罰金が科されます（第33条1項）。なお、旧政令では、罰金額は、4,000万～5,000万VNDとされていました。

- (a) タバコ
- (b) アルコール度数が15度以上のお酒
- (c) 24か月未満の幼児向けの母乳代替乳製品、6か月未満の乳児向けの補充食品、及び哺乳瓶・人工乳首
- (d) 処方箋医薬品、一般用医薬品のうち所管国家機関による使用制限や医師の監視のもとでの使用が勧告されているもの、医薬品流通登録期限が切れた医薬品。

3 No.1 表示・比較広告・誇大広告

日本の景品表示法上も規制がなされている、No.1 表示・比較広告・誇大広告等についての規制を以下紹介いたします。

(a) No.1 表示

「一番 (Number one) ”、“唯一(Only)”、“最良 (Best)”その他これらと同様の意味を持つ語彙（いわゆる No.1 表示）を用いた広告であって、当該表示を証明するものとして法律上規定される資料が無いもの」については、1,000 万～2,000 万 VND（約 5 万～10 万円）の罰金が課されます（第 34 条 2 項 a）

(b) 比較広告

「自己の商品・製品・サービスと他社・他人の商品・製品・サービスとを、その価格、品質、使用効果で直接的に比較する方法を用いた広告」については、4,000 万～6,000 万 VND（約 20 万～30 万円）の罰金が課されます（第 34 条 4 項 b）。なお、旧政令では、罰金額は、3,000 万～4,000 万 VND とされていました。

(c) 誇大広告

「経営能力、商品・製品・サービスを商う組織・個人の商品・製品・サービスの供給能力、登録または公表した商品・製品・サービスの数量、品質、価格、効能、デザイン、パッケージ、商標、原産地、種類、サービスの方法、保証期限について正しくない、あるいは誤解させる広告行為」については¹、6,000 万～8,000 万 VND（約 30 万～40 万円）の罰金が課されます（第 34 条 5 項）

また、上記罰金に加えて、本政令では、上記違反に対する新たな罰則として、5 カ月から 7 カ月の間、「商品公表書登録受領書」（Giấy tiếp nhận đăng ký bản công bố sản phẩm）²の使用権をはく奪し、22 カ月から 24 カ月の間、「広告内容確認書」（Giấy xác nhận nội dung quảng cáo）³の使用権をはく奪するという規定が新設されています（第 34 条 7 項）。実務に大きな影響を与える可能性があるため、注意が必要です。

¹ 本政令 51 条 4 項、52 条 4 項 b、60 条 1 項、61 条 1 項 c で規定する場合を除く、という例外規定が設けられています。

² 健康食品や 36 か月未満の幼児向け栄養商品に設けられている食品の安全性などを示すための手続（食品安全法の一部細則を定めた Decree No.15/2018/ND-CP 号第 6 条ないし第 8 条）

³ 化粧品や食品等の広告をするにあたって事前に必要な広告内容の確認手続き（広告法の一部細則を定めた Decree No.181/2013/ND-CP 号第 3 条ないし第 12 条、Decree No.123/2018/ND-CP 号第 5 条）

4 広告における外国語の使用

本政令では、ベトナム語を用いない広告や、ベトナム語と外国語を併記した広告であって、ベトナム語よりも外国語の表示が極端に大きいものについて、500万から1,000万VND（約2万5,000～5万円）の罰金を定めています。

- a) ベトナム語を表示していない商品・製品・サービスの広告（ただし、商標やキャッチコピー、ブランド、外国語による個別名称、ベトナム語に置き換えることができない国際化した語彙、ベトナムの少数民族語、外国語による出版が認められた書籍、新聞、電子情報ページ、その他印刷物、ベトナムの少数民族語、外国語によるラジオ、テレビ番組を除く）
- b) 商品・製品・サービスの広告で外国文字がベトナム語の文字の4分の3を超えて表示され、かつ、ベトナム語と外国語が使用されているひとつの広告商品であってベトナム語の下部に外国語が表示されていないもの
- c) ラジオ、テレビあるいは各種視聴覚手段で放送されるベトナム語と外国語を使用したひとつの広告商品で、外国語の前にベトナム語を読み上げない商品・製品・サービスの広告

（政令35条1項aからc）

5 その他の注意点

広告媒体や掲出先によって、また医薬品、化粧品、食品、化学薬品、医療機器、子供向けの乳製品・栄養補充商品、診療サービス、農薬、肥料、獣医薬、飼料など特定の商品・サービスについては個別の条項で罰則が規定されています。

また、広告分野の違反行為に対する罰金の上限は、個人に対して1億ドン（約50万円）、組織に対して2億ドン（約100万円）と設定されています（本政令第5条1項）。

（本ニュースメールでは200VND=1円で計算しています）



ONE ASIA LAWYERS

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

＜著者紹介＞



松谷 亮

One Asia Lawyers ベトナム事務所代表

日系大手のIT企業および化学・電子部品メーカーにて社内弁護士として合計6年間勤務後、2019年よりOneasiaベトナムオフィスへ入所、ホーチミン市在住。進出、現地子会社管理（コンプライアンス・人事労務）、新規事業開発案件、M&A、取引先との契約交渉、知的財産に関する契約交渉および紛争処理案件を数多く経験しており、特に職務経験のあるIT・製造業の法務案件を専門とする。

日系企業の統括拠点（日本・シンガポールなど）と連携し、現地法人の事情を統括拠点へと適切に伝え、統括拠点と現地法人との橋渡し・調整を行うことについても得意としており、スピード感をもって企業が適切にリスク判断ができるよう、社内の意思決定プロセスも考慮したうえで、分かりやすく丁寧な法的助言を行うよう心掛けている。



山本 史

One Asia Lawyers ベトナム事務所 専門家

投資コンサルティング会社を経て、One Asia Lawyers ベトナムオフィスに参画。ベトナム国内で15年以上の実務経験を有する。ネイティブレベルのベトナム語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法令調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

ryo.matsutani@oneasia.legal

fubito.yamamoto@oneasia.legal